

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分			
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪 無 罪					有罪に係る人員及び金額					
					有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減 未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の の 人 員	罰 金 人 員	金 額				
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	3	30,000	申告所得税
	内	3	1	4	3	-	-	-	1	3	人(社)	3	30,000		
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	-	94,000	法人税
	内	2	16	18	9	-	-	-	9	11	人(社)	8	94,000		
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	1	40,000	その他
	内	3	3	6	X	-	-	-	X	1	人(社)	1	40,000		
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	4	164,000	合 計
	内	8	20	28	X	-	-	-	X	15	人(社)	12	164,000		

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外 -	第 159 条	外 -	ほ脱犯規定	外 -
	3		9		X
第 244 条	外 -	第 164 条	外 8	両罰規定	外 -
	-		-		-
合 計	外 -	合 計	外 8	合 計	外 -
	3		9		X

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分	
		免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地 方 揮 発 油 税 分	ほ脱犯	秩序犯	計			
		酒 類 等 製 造 者	酒 類 等 販 売 者														
要件 処 理 数	前年度から 繰越処理未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	前年度から 繰越処理未 済	要件 処 理 数	
	検 挙	外	-	1	2	3	-	3	1	-	1	-	-	-	検 挙		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	1	2	3	-	3	1	1	2	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数	
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏 告		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他 告		
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	不 問 処 分		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅			
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 額			
	外	-	-	25	25	-	25	7,201	-	7,201	770	-	-	犯 則 に 係 る 額			
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	40	20	60	-	60	4,200	150	4,350	-	-	-	通 告 処 分 罰 金 相 当 額			
	外	1,300	200	462	1,962	-	1,962	710	-	710	-	-	-	通 告 処 分 罰 金 相 当 額			

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分		石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				取引所税	印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合計	区 分		
		ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分								
要件 処 理 数	前年度からの繰越処 理未済	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	1	前年度からの繰 越処理未済	要件 処 理 数	
	検 挙	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	4			検 挙
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	5	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 収 税 官 吏	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	8			告 収 税 官 吏
		発 そ の 他	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	1		
	不 問 処 分	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	1	不 問 処 分		
	通 知 処 分	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		通 知 処 分
	不 告 発	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		不 告 発
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		処 分 前 公 訴 権 消 滅
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	1	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	7,996	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	4,410	通 告 処 分 罰 金 相 当 額		
		外	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	2,672			

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
	免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
	酒類等製造者	酒類販売業者																		
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	要履行件数
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通告処分	外	-	1	2	3	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	
		1	1	5	7	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
	計	外	-	1	2	3	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	計
			1	1	5	7	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通告後消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後消滅
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通告履行	外	-	1	2	3	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	通告履行	
		-	1	5	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7		
	計	外	-	1	2	3	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	5	計	
			-	1	5	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	7		
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数
		1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
通告履行罰科金額相	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額相
		-	40	20	60	4,200	150	4,350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,410	
		-	200	462	662	710	-	710	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,372	

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日
 (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
 2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額												
第 54 条	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	1	224	25	1	224	25	-	0	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 1	432,202	-	外2 5	145,167	-	外3 6	577,369	-	-	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 1	432,202	-	外2 6	145,391	-	外3 8	577,593	25	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

- (注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	外1 1	第15条第1項第1号	外1 1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-				
合計	外1 1	合計	外1 1	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第14条第1項	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
〃 第2号	-	第15条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	〃 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
				第24条	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
				第25条第1号	-	〃 第3号	-		
				〃 第2号	-				
				〃 第3号	-				
				〃 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				〃 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。